

平成25年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成3年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VII-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第10条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	効果的なオゾン層保護対策を確保することは全ての国に共通した責任であり、また、オゾン層保護対策を推進する上で途上国援助措置が不可欠である。本件基金は、このような途上国のオゾン層保護対策支援を行うことを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1990年6月にロンドンで開催されたモントリオール議定書第2回締約国会合において、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために、本基金の設立が合意された。本基金による開発途上国支援の内容は、オゾン層破壊物質(ODS: Ozone Depleting Substances)及びODSを用いた既存の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施することである。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	2,530	2,395	2,882	1,748		
	執行額		2,530	2,395	2,882			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	開発途上国がモントリオール議定書の規制措置(オゾン層破壊物質(OSD)の段階的削減)を実施するための資金協力及び技術協力のためのすべての合意された増加費用を賄う。		成果実績		ODSを7,375トン削減			
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	ODS生産設備の閉鎖、ODSを使用する製造業における代替技術への転換、国内削減計画の策定、輸出入規制の整備等の活動を内容としたプロジェクトを承認し、実施する。		活動実績 (当初見込み)			()	()	()
単位当たりコスト	オゾン層破壊物質1単位分の平均削減コスト効率 3.93 ドル/kg (334.05円/kg)		算出根拠	オゾン層保護基金事務局の集計。				
平成25・26年度 予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	オゾン層保護基金拠出金		1,748					
	計		1,748					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下でフロン等のオゾン層破壊物質を削減するためには、開発途上国も含めた地球規模での対策が不可欠である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	オゾン層保護基金は、支援対象となる開発途上国がモントリオール議定書を遵守するために必要な活動について、活動のタイプ及びコスト水準に関する詳細なガイドラインを定め、当該ガイドラインに沿って個別のプロジェクト案審査を行っており、限られた資金の中で優先度が高い活動に対して支援を提供している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	オゾン層保護基金の下での支援を通じて、支援対象国となる開発途上国が、モントリオール議定書の下で定められたオゾン層破壊物質削減スケジュールを着実に遵守することが可能となっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	2012-2014年の3年間の資金規模について、モントリオール議定書第23回締約国会合(平成23年11月)において審議が行われ、我が国は、オゾン層破壊物質削減のための資金の必要額を精査すべきである旨強く主張し、必要最小限の金額に抑制した。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22	平成23年	11	平成24年	35